

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	15,684,101

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株式への振替制度の適用に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、「決済合理化法」の施行日の前日を効力が生ずる日として、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、定款の一部を変更しております。効力発生日の当社の普通株式の発行可能種類株式総数は1,500,000,000株、発行可能株式総数は1,500,684,101株となります。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,890,804.77	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)3
計	7,994,205.77	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当会社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- ② ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

- ① 当会社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- ② 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求

各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。

① 取得請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

② 取得の条件

ア. 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は318,800円とする。

イ. 取得請求権行使価額の修正

各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,100円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。

ウ. 取得請求権行使価額の調整

(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

			新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	×	普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)
調整後 取得請求権 行使価額	=	調整前 取得請求権 行使価額	×	時価	
			既発行普通株式数 + 新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数		

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数)})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- (i) 当会社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記(Ⅰ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(Ⅲ)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅱ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当会社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当会社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による
剰余金の配当について、当会社が決定した普通株式1株
あたりの金銭による剰余金の配当の合計額
対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株
式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値 $\times 100\%$

- (v) 当会社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当会社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当会社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- (キ) 本ウ.(上記ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ. 上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

オ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

カ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

キ. 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲二丁目3番1号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

ク. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

③ 一斉取得

ア. 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

イ. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

3 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

② ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(3) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- ② 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。

(8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

4 平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株主総会における定款等一部変更案の承認に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)の施行日の前日を効力発生日として、各回第四種優先株式の内容は次のとおりとなります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- ② ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- ② 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

- (5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - ② 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - ③ 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (6) 取得請求
- 各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。
- ① 取得請求期間
平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。
 - ② 取得の条件
 - ア. 取得請求権行使価額
取得請求権行使価額は3,188円とする。
 - イ. 取得請求権行使価額の修正
各回第四種優先株主が当社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。
 - ウ. 取得請求権行使価額の調整
(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。
(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

	+	新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	×	普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)
調整後 取得請求権 行使価額	=	調整前 取得請求権 行使価額	時価	
		既発行普通株式数 +	新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	

(Ⅱ) 下記(ⅳ)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(ⅳ)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(ⅳ)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*) かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(Ⅲ) 下記(ⅳ)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(ⅳ)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(ⅳ)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数)})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(ⅳ)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (ⅰ) 当会社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(Ⅰ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (ⅱ) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(Ⅰ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

(iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅱ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当会社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当会社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当会社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による
剰余金の配当について、当会社が決定した普通株式1株
あたりの金銭による剰余金の配当の合計額
$$\frac{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}}{\text{}} \times 100\%$$

(v) 当会社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当会社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当会社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。

(ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。

(エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。

(オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。

(カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

- (キ)本ウ.(上記ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ.上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。
- オ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

- 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。
- なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。
- カ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当会社普通株式
- キ.取得請求受付場所
東京都中央区八重洲二丁目3番1号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ク.取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。
- ③ 一斉取得
- ア.当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- イ.前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

- (7) 発行の方法
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。
- (8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,081 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 669,775円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	7,994,205.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	496,661.00	6.29
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	383,702.00	4.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	305,394.00	3.87
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	154,666.82	1.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	122,446.00	1.55
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	105,639.00	1.33
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住 友銀行 証券ファイナンス営業 部)	90 WASHINGTON STREET NEW YORK, NY 10015 U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	103,760.00	1.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	100,481.00	1.27
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イ ッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンシ ョン (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	94,823.00	1.20
オーディー05 オムニバス チ ャイナ トリーティ 808150 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行 証券ファイナンス営業 部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	90,399.00	1.14
計	—	1,957,971.82	24.81

② 第1回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

③ 第2回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

④ 第3回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑤ 第4回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑥ 第9回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑦ 第10回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑧ 第11回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑨ 第12回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

⑩ 第1回第六種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23, 334	33. 33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	20, 000	28. 57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	16, 667	23. 81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10, 000	14. 29
計	—	70, 001	100. 00

(注) 1 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

2 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーから平成20年9月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成20年9月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (他共同保有者2名)
保有株券等の数	336, 354株(共同保有者分を含む。)
株券等保有割合	4. 26%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 103,401	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,908 (相互保有株式) 普通株式 114,718	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,684,244	7,684,244	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
端株	普通株式 22,934.77	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	7,994,205.77	—	—
総株主の議決権	—	7,684,244	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、146株(議決権146個)含まれております。

2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.68株が含まれております。

3 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成20年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	68,908	—	68,908	0.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	100,481	—	100,481	1.27
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	14,236	—	14,236	0.18
株式会社オーエムシー カード	東京都港区港南二丁目 16番4号	1	—	1	0.00
計	—	183,626	—	183,626	2.32

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	935,000	934,000	964,000	895,000	809,000	705,000
最低(円)	657,000	802,000	795,000	751,000	633,000	564,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。